災害時等におけるキッチンカーによる
食事の提供等に関する協定書

水　　　　　　　　　戸　　　　　　　　　市
一般社団法人　日本キッチンカー経営審議会

災害時等におけるキッチンカーによる食事の提供等に関する協定書

水戸市と一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（以下「経営審議会」という。）とは，災害対策基本法（昭和36年法律223号）第２条第１号に規定する災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における水戸市内の避難者等（以下「避難者等」という。）に対する食事の提供等（以下「食事の提供等」という。）について，次の条項により協定する。

（目的）

第１条　この協定は，災害時等において，水戸市と経営審議会が相互に協力して食事の提供等を実施することにより，市民生活の早期安定及び健康維持を図ることを目的とする。

（食事の提供等の内容）

第２条　本協定に基づき経営審議会が実施する食事の提供等に関する事項は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　キッチンカー等を活用した無償による食事の提供等

(2)　前号に掲げるもののほか，水戸市と経営審議会が協議の上決定した事項

２　食事の提供等を実施する場所は，原則として水戸市が開設した避難所とする。ただし，水戸市が必要と認める場合において，経営審議会が承諾をしたときは，水戸市が指定する他の場所を食事の提供等の実施場所とすることができる。

３　経営審議会は，食事の提供等に当たり，食品衛生の保持に十分注意の上，特定原材料及び特定原材料に準ずるものについての表示，避難者等への掲示等を行うとともに，食物アレルギー対策に配慮するものとする。

４　食事の提供等に必要となる食材等のほか，電気，ガス及び水の用意並びに食事の提供等で発生する排水及びごみの処理は，原則として経営審議会が行うものとする。

（支援協力要請）

第３条　水戸市は，災害時等において必要があると認めるときは，経営審議会に対し，支援協力要請書（様式第１号）により食事の提供等の要請をすることができる。

２　水戸市は，緊急を要するため支援協力要請書を提出するいとまがないと認めるときは，前項の規定にかかわらず，電話等により食事の提供等の要請をすることができる。

３　水戸市は，前項の規定による要請をしたときは，遅滞なく，支援協力要請書を経営審議会に提出しなければならない。

（支援協力要請の受諾等）

第４条　経営審議会は，前条第１項及び第２項の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは，可能な限り速やかに経営審議会会員の差配を実施し，水戸

市と協議の上，食事の提供等に努めるものとする。

２　経営審議会は，協力要請の全部又は一部に応じられない事由があるときは，その旨を水戸市に連絡するものとする。

（食事の提供等に関する提案）

第５条　経営審議会は，協力要請がない場合においても，災害時等において必要があると認めるときは，食事の提供等の実施について水戸市に提案することができる。

（実施報告）

第６条　経営審議会は，食事の提供等を実施したときは，その実施状況を実施報告書（様式第２号）により水戸市に報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　食事の提供等に必要な原材料費，燃料費及び労務費（以下「必要経費」という。）は，原則として水戸市が負担する。

２　必要経費は，災害時等の発生直前における適正な価格を基準とし，その算定方法については，水戸市と経営審議会が協議の上，別に定める。

３　食事の提供等に伴い必要経費以外の費用が発生した場合における費用の負担については，水戸市と経営審議会が協議の上，決定するものとする。

（事故の報告）

第８条　経営審議会は，食事の提供等において事故があったときは，電話，電子メール等により速やかに水戸市に報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　経営審議会は，食事の提供等により第三者に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。ただし，その原因が水戸市の責めに帰すべき事由によるときは，水戸市がその損害を賠償するものとする。

（損害補償）

第10条　食事の提供等に従事した者（以下「従事者」という。）が食事の提供等において負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，従事者を使用した経営審議会の責任において，その補償を行うものとする。ただし，その原因が水戸市の責めに帰すべき事由によるときは，水戸市がその補償を行うものとする。

（個人情報の保護）

第11条　経営審議会は，食事の提供等に関して活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。この協定の終了後も，また，同様とする。

（防災訓練等への参加）

第12条　経営審議会は，水戸市の要請に基づき，水戸市が指定する防災訓練等に可能な範囲で参加するものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は令和８年３月31日までとし，有効期間満了の日の２か月前までに水戸市と経営審議会のいずれからもなんらの意思表示がないときは，期間満了の日の翌日から１年間更新されたものとみなし，以後も同様とする。

（協議）

第14条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については，水戸市と経営審議会が協議の上，決定するものとする。

この協定の成立を証するため，本書２通を作成し，水戸市と経営審議会が記名押印の上，各１通を保有する。

令和７年６月２日

茨城県水戸市中央１丁目４番１号
水戸市
水戸市長　　髙橋　靖

東京都千代田区平河町１丁目７番５号
ヴィラロイヤル平河町802
一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
理事長　　山口　純司

様式第１号（第３条関係）

支援協力要請書

年　　月　　日

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
理事長　　　　　　　　様

水戸市長

災害時等におけるキッチンカーによる食事の提供等に関する協定書第３条第１項又は第３項の規定により次のとおり協力を要請します。

1	災害名	
2	災害発生日時	
3	要請場所	（避難所名，住所，避難者等の人数等を記載すること）
4	要請内容	（数量やメニューの要望等があれば記載すること）
5	要請期間	
6	特記事項	（被災状況，周辺道路等の状況，他の支援者，自衛隊・消防・警察との連携状況等，特記事項があれば記載すること）
7	担当者	水戸市　　部　課　係　　氏名： 電話：　　　　FAX： Mail：

様式第２号（第６条関係）

実施報告書

年　　月　　日

水戸市長　様

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
理事長

災害時等におけるキッチンカーによる食事の提供等に関する協定書第６条の規定により実施状況について次のとおり報告します。

１　支援実施内容　※必要に応じて内容変更・加除修正すること

(1) 食事の提供

実施日時	実施場所	実施内容	数量
			食
			食
			食

(2) 人員の提供

提供日時	提供場所	実施内容	提供時間数
			人×　　時間
			人×　　時間
			人×　　時間

２　担当者連絡先

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会

TEL：03－6272－8615